

別紙

## 測 量 作 業 特 記 仕 様 書

### 目 次

- 第1章 業 務 の 目 的
- 第2章 作 業 実 施
- 第3章 管 理 技 術 者
- 第4章 測 量 の 基 準
- 第5章 作 業 確 認
- 第6章 作 業 管 理
- 第7章 土 地 の 立 入 り 等
- 第8章 関 係 官 公 庁 そ の 他 へ の 手 続 等
- 第9章 安 全 の 確 保
- 第10章 検 査
- 第11章 提 出 書 類
- 第12章 成 果 品
- 第13章 疑 義

本仕様書は、坂出市（以下「発注者」という。）が発注する坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務に適用する。

## 第1章 業務の目的

本委託業務（以下「測量業務」という。）は、本仕様書に基づいて、「坂出市新庁舎建設基本計画」に示された委託対象地域の実設計業務を実施するために必要な測量作業を行なうことを目的とする。

## 第2章 作業実施

測量作業は、香川県の定める公共測量作業規程および同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）により運用実施するものとする。

## 第3章 管理技術者

管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。

## 第4章 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は第2章に規定するほかは、監督員の指示によるものとする。

## 第5章 作業確認

受託者は主要な測量作業段階のうち、あらかじめ監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

## 第6章 作業管理

受託者は、作業実施にあたり、関係法規を遵守し常に適切なる管理を行わなければならない。

- 2 測量現場が隣接し、又は同一場所において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに成果の照合を行なわなければならない。
- 3 受託者は測量実施にあたり、交通の妨害または公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 4 受託者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

## 第7章 土地の立入り等

受託者は、測量を実施するため、国、公有または私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督員に報告するとともに受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な測量の進捗を期さなければならない。

また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 受託者は、測量実施にあたり宅地または垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、測量実施のため植物、垣、柵等の伐除または土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行なうものとする。この場合において生じた損失は、受託者が負担するものとする。

#### 第8章 関係官公庁その他への手続等

受託者は、測量実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は監督員と打合せのうえ、受託者において迅速に処理しなければならない。また、受託者は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

#### 第9章 安全の確保

受託者は、測量実施にあたって、関係者および関係機関（所轄警察署、道路管理者、鉄道管理者、河川管理者等）と緊密な連絡を取り、測量作業の安全を確保しなければならない。

#### 第10章 検査

受託者は、既済部分検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品ならびに関係資料等を備えておくものとし、管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

#### 第11章 提出書類

受託者は、契約締結後、関係書類を、遅滞なく提出しなければならない。

- 2 指示、承諾および協議は、原則として書面によりこれを行なうものとする。

#### 第12章 成果品

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与または使用してはならない。

#### 第13章 疑義

受託者は、作業の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督員と協議のうえ、実施するものとする。